

京都中小企業情報セキュリティ支援ネットワーク設置要綱

(名称)

第1条 本会は、京都中小企業情報セキュリティ支援ネットワーク(以下「Ksisnet」と言う。)と称する。

(目的)

第2条 Ksisnetは、京都府内中小企業の情報セキュリティ向上のため、産学公の関係機関・団体等並びに個人のネットワークを構築し、構成員相互の交流や連携を通じて、府内中小企業における情報セキュリティに関する意識の醸成、情報の共有及び情報セキュリティ向上による健全かつ安心安全な事業活動の確保を図る。

(事業)

第3条 Ksisnetは、前条の目的を達成するため、京都府内中小企業を対象に、次の各号に掲げる事業に取り組む。

- (1) 情報セキュリティ対策への支援
- (2) 情報セキュリティ向上に向けた普及啓発
- (3) 情報セキュリティ及びIT等に係る相談の実施
- (4) 情報セキュリティ及びIT等に係る定期的な訪問点検
- (5) 情報セキュリティ及びIT等に係る人材育成
- (6) ITに関連するインシデントへの対応
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第4条 Ksisnetは、別表に掲げる機関・団体及び個人をもって構成する。

(入会・退会)

第5条 Ksisnetに入会及び退会しようとするものは、事務局に申し出るとともに確認を受けなくてはならない。
2 本会は、構成員に、本要綱の趣旨等を逸脱し、本会の運営に支障を及ぼす行為があった場合は、当該構成員を退会させるものとする。

(事務局)

第6条 Ksisnetの事務局は、京都府、京都市及び一般社団法人京都府情報産業協会の協力のもと京都府警察が行う。

(会議等の開催)

第7条 事務局は、Ksisnetの運営等に関して必要に応じて会員を参集して会議等を開催することができる。

(秘密の保持等)

第8条 Ksisnetの構成員及び構成員であった者は、第3条に定める活動内容並びに会議を通じて知り得た個人情報等の秘密を漏らし、又は目的外に使用してはならない。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表

Ksisnet 参画機関・団体等

(平成 31 年4月1日現在)

〈経済団体等〉

- 京都府商工会議所
- 京都経営者協会
- 一般社団法人京都経済同友会
- 公益社団法人京都工業会
- 京都府商工会連合会
- 京都府中小企業団体中央会
- 株式会社京都銀行
- 京都中央信用金庫
- 京都信用金庫
- 京都北都信用金庫
- 一般社団法人京都府情報産業協会
- 京都コンピュータシステム事業協同組合
- 三井住友海上火災保険株式会社京都支店

〈大学等〉

- 京都大学情報環境機構 IT 企画室教授 齊藤康己
- 京都工芸繊維大学情報科学センター教授 柘田秀夫
- 京都産業大学大学院法務研究科教授 草鹿晋一
- 京都情報大学院大学教授 内藤昭三
- 京都女子大学現代社会学部教授 宮下健輔
- 立命館大学情報理工学部教授 上原哲太郎

〈行政等〉

- 京都府
- 京都市
- 京都府警察
- 公益社団法人京都産業21
- 公益社団法人京都高度技術研究所
- IT コンソーシアム京都